

平成23年7月14日

保護者の皆様へ

鎌ヶ谷市教育委員会

学校の放射線量測定等における今後の対応について(お知らせ)

保護者の皆様には、日頃から市内小中学校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで鎌ヶ谷市では、市独自で放射線量を測定するとともに、東葛地域六市による東葛飾地区放射線量対策協議会、そして千葉県としても市内各小中学校の放射線量を測定し、その結果について市ホームページで公表しております。プール水につきましても水質検査を実施し公表しております。

現在のところ、いずれの学校におきましても放射線量は、文部科学省が「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方」(平成23年4月19日付け23文科ス第134号)で示している目安(1時間あたり3.8マイクロシーベルト)、さらには、土壌の入れ換えなどの放射線量低減策を実施する場合の指標(1時間あたり1マイクロシーベルト)を下回っており、プール水も放射性物質は不検出でした。

また、これら実測値をもとに、文部科学省の計算方法にならい、生活の実態に合わせた学校等における被曝線量を算定した結果、現状では、どの地点でも文部科学省の目標値である年間1ミリシーベルトを超えない結果となりました。

さらに、現在鎌ヶ谷市では、市長が東葛飾五市の市長とともに、国に放射線量の安全基準値の策定及び基準値を超えた場合の対応策について、要望書を提出するなど取り組んでいるところです。

しかしながら、放射性物質や放射線に対する不安も依然として残っており、小中学校における今後の対応策及び安全対策につきまして、下記のとおり実施してまいりますので、お知らせいたします。

今後とも子ども達の安全・安心を考え、教育活動を実施してまいりますので、保護者の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 今後の対応策

(1) 放射線量の測定を校庭以外の場所(吹きだまりや側溝、フェンス際など)でも実施します。比較的高い放射線量が測定された場合には、放射線量の低減化(市職員及び学校職員による清掃や洗浄)を図り、安心して学校生活を送れるようにします。

2. 今後の安全対策

(1) 衛生管理面

- ・校庭などの屋外での活動後、手や顔を洗い、うがいを徹底します。
- ・登校(帰宅)時に、靴の泥や服についたほこりを払い落とすように指導します。
- ・土ぼこりや砂ぼこりが多いときは、散水や窓を閉めるなど対応します。
- ・土ぼこりや砂ぼこりが多いときは、屋外活動に配慮します。
- ・登下校中の降雨時、傘をさすよう指導します。

(2) プール指導・体育授業など

- ・シャワー指導を徹底します。
- ・活動中に降雨が発生した場合は、屋内に移動します。

(3) 学校給食

- ・9月の給食より食材の産地を公表します。